

# 静岡山岳会会則

## 第一章 総 則

第一条 本会は静岡山岳会と称し、本部は静岡県内に置く。

第二条 本会の目的は、山岳愛好者の集いで、山に対する知識ならびに技術の向上と相互の融和を図り、より高度の山岳への登攀を主目的とする。

第三条 本会はその目的達成のため以下の事業を行う。

- 1.定例会
- 2.月例山行
- 3.会報の発行
- 4.その他目的達成に必要な事項

## 第二章 会 員

第四条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第五条 会員は入会によってその資格を得、退会、死亡、除名によってその資格を失う。

第六条 会員の入会は希望がある場合に随時認める。但し、18歳以上とする。

第七条 会員の募集は随時行う。

第八条 休会及び退会は所定の文書をもって届け出る。休会はケガ、病気等身体的な理由、その他やむを得ない事情と認められる場合に限り認める。尚、休会中は、会費について県外会員扱いとする。また、「会則第10条 会員の義務」のうち、2から6までを免除する。

第九条 会員の権利は原則として平等である。

第十条 会員の義務は次の通りとする。

- 1.会費の納入
- 2.山岳保険の加入
- 3.総会・定例会への出席
- 4.山行計画の提出及び下山報告
- 5.会員に遭難事故があった場合の救援活動への参加
- 6.月例山行への参加

第十一条 会員に次の行為があった場合、除名する。

- 1.本会の趣旨に反し名誉を傷つけ、著しく損害を与えた者
- 2.会費を4ヶ月以上滞納し、なんら連絡のない者  
\*但し、除名されようとする会員は、釈明することができる。
- 3.山岳保険への加入を怠ったり、著しく遅滞した者。

### 第三章 総 会

第十二条 総会は本会最高の意思決定機関であり、毎年4月に開催する。臨時総会は必要の都度開催する。

第十三条 総会は次の要領で行う。

1. 総会は代表が招集し、会員3分の2以上の出席をもって成立する。原則として開催日の10日以前に全員に文書又は電子メールをもって伝える。但し、出席は委任状をもってかえることが出来る。
2. 総会の進行は会員より選出された議長が行う。
3. 総会の成立は議長が決する。

第十四条 総会に付議する事項は次の通りとする。

1. 役員の選出
2. 会則及び諸規定の改廃
3. 活動方針
4. 決算の承認ならびに予算の決定
5. その他、必要と認められる事項

### 第四章 役 員

第十五条 本会は次の役員を置き、会を運営する。

- |               |      |                                                     |
|---------------|------|-----------------------------------------------------|
| 1. 幹事         | 5名   | この内1名を代表とする。代表は静岡山岳会を代表する。<br>遭難対策・月例山行・新人教育、会議の司会等 |
| 2. 会計・保険      | 1名以上 | 会計・山岳保険事務                                           |
| 3. 事務局        | 1名以上 | 定例会記録、司会・会場予約・定例会ニュース作成、送付・名簿の管理・会員募集               |
| 4. 県・市岳連      | 1名以上 | 各岳連からの受付窓口及び調整                                      |
| 5. 会報         | 1名以上 | 会報等の出版物発行                                           |
| 6. 装備         | 1名以上 | 会装備の購入、管理                                           |
| 7. みどりの道パトロール | 1名以上 | パトロールの調整、実施                                         |
| 8. 無線局代表      | 1名以上 | 「静岡山岳会無線クラブ」の管理運営                                   |
| 9. ホームページ     | 1名以上 | ホームページ作成                                            |
| 10. 会計監査      | 1名以上 | 決算書の監査                                              |

第十六条 前記役員の選出は総会において行う。幹事の選出方法は5名連記の投票を行い、獲得票数が同数の場合は互選または抽選で決する。代表は幹事の互選により選出する。他の役員は幹事会の委嘱による。

第十七条 役員の任期は1年間とする。但し、重任を妨げない。補充または増員によって生じた役員の任期は他の役員の残任期間とする。

## 第五章 会 計

第十八条 本会の会計は会費、入会金、その他の収入をもってあてる。

第十九条 入会金は500円、会費は月額1000円とする。また学生・県外会員は年間3000円、夫婦会員は1名分とする。尚、一旦納入された会費は特別な事情がない限り返還はしない。但し、年度途中で県外会員への異動があった場合には、納入済みの未経過分会費を返還する。

第二十条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

## 第六章 遭 難 対 策

第二十一条 本会員に遭難事故が発生した場合、会は必要に応じて救援処置を行う。会員は会の指示に従い、救援その他の業務に従事しなければならない。

第二十二条 救援活動に伴う費用は原則として事故を引き起こした会員の負担とする。会員は、本会の指定する山岳保険に加入し、事故発生による費用の弁済能力及び手段を確保することを要する。

第二十三条 本会は、救援活動その他による費用の弁済を一時的に代行する必要に備え、また遭難処理に伴う間接経費に当てるため、遭難対策資金を積み立てる。

## 第七章 付 則

第二十四条 本会則の運営に必要な細則は別に定める。

第二十五条 本会則は2021年4月11日より執行する。

第二十六条 旧会則は本会則執行と同時に効力を失う。

※ 2011年4月10日、2013年4月1日、2018年4月8日、2019年4月14日、2021年4月11日改定